

自著を語る

『親権と子の利益』(信山社)

川田 昇

このたび、神奈川大学法学研究所の出版助成によって、同研究所叢書22として、本書を公刊させていただいた。1970年代の終わりに、故中川善之助先生の追悼論文集として、当時の家族法学会の総力を結集して公刊された『現代家族法大系』の第三巻に収録された「親の権利と子の利益」という論稿で問題提起をした離婚後の「単独親権」の理解に関して、子の養育費の確保という側面から近年書きためた論稿を中心に一卷にまとめたものである。

内容的にも、分量的にも本書の中心を占める「イギリス児童扶養法」に関する部分は、英国政府発行の緑書、白書、議会議事録等のいわゆる政府刊行物を主な資料とした分析という、最初の自著『イギリス親権法史』(1997年、一粒社)以来の手法によっている。

この研究手法は、恩師故磯野誠一先生の影響からか、法条の文言とその改変からだけで外国法を論ずることへの不満に始まるが、その後に読んだ『天皇の世紀』(大仏次郎)における「資料をして語らしめる」ことの質感への感動がこれを本格化させた。もちろん、政府文書にありがちな隠された政治意図等はほとんど無視せざるをえないといった限界は感じながらも、一定の客観性を信じて今日に至っている。

上記『親権法史』では、17~20世紀にわたる史料の渉獵を要したため、まずは、英国での在外研究期間中に集めた基本部分をもとに、その後何度となく渡英しては、大英図書館、ロンドン大学等を訪ねたりした。しかし、今回は、現代の資料であったため、そのほとんどをインターネットで容易に取り寄せることができた。ただし、その反面、わが国とは比較

にならない徹底した公開原則のもとで取得しえた英国政府刊行物を中心とするフロッピーで100枚以上に及ぶ関連資料について、これをどのように整理し、論文にまとめるかについて、相当の苦勞を強いられることになった。

とはいえ、今回の比較法研究は、直ちにわが国の問題に連動できた(本書はしがき参照)など、ほぼ理想に近い仕上がりがだった。これに気をよくして、実は、イギリスで近年大きく動き始めた「面接交渉権」をテーマとする次の研究への意欲も駆り立てられている(ちなみに、『神奈川法学』での処女論文も英国の「面接交渉権」に関するものであった)。

本書は、自身の単著として3冊目である。最初の『親権法史』は、第10回尾中郁夫家族法学会賞の受賞対象になった。2冊目の『民法序説』(2002年、御茶の水書房)は、ビジネス週刊誌『東洋経済』で「ビジネスマンの民法入門書」との評価を受け、写真入で紹介された。そして、今回の本書に関しては、英国人との離婚後に子連れで帰国した日本人女性の養育費請求裁判の代理人弁護士から、「地獄で仏」の心境で本書に接した旨のメールをいただいた。小さいとはいえ、最も嬉しい反応であった。

(法学部 教授)

